（その1）

広島県選挙管理委員会 受付 27.5.18 時 分

収支報告書

平成26 年分
（ 開催分）

（ふりがな） ひろしまとうぶせいけいどうゆうかい

1 政治団体の名称 広島東部政経同友会

2 主たる事務所の所在地 広島県世羅郡世羅町東神崎３６８－２１
（アパート・マンション名）

3 代表者の氏名 （姓）小島 （名）敏文

4 会計責任者の氏名 （姓）祢宜谷 （名）圭三

事務担当者の氏名 （姓）小島 （名）尚子
（電話） 0847-24-0303
（電話）
（電話）

政治団体の区分	
☐ 政党 ☐ 政党の支部 ☐ 政治資金団体	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項規定による政治団体 ☑ その他の政治団体 ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☑ 有 ☐ 無	
公職の種類	衆議院議員
（現職・候補者の別）	（候補者）
資金管理団体の届出をした者の氏名	（姓）小島 （名）敏文

国会議員関係政治団体の区分	
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体	
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	（姓）小島 （名）敏文
公職の種類	衆議院議員
（現職・候補者の別）	（候補者）
公職の候補者の氏名（２人目）	（姓） （名）
公職の種類	
（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	（姓） （名）
公職の種類	
（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

団体コード	届出年月日	年分	名寄せ	資産	台帳	収支済公
01778	270518	26	無	無	✓	

【エラーチェック済】

(その2)

収　支　の　状　況

1　収支の総括表　10000

010	収　入　総　額		0
020	（前年からの繰越額）		0
030	（本年の収入額）		0
040	支　出　総　額		0
050	翌年への繰越額		0

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費		
金　額		0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）		0

(2) 寄　附			
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額		備　考
(ｱ) 個人からの寄附	0		
（うち特定寄附）	0		
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0		
(ｳ) 政治団体からの寄附	0		
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	0		
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0		
イ　政党匿名寄附	0		
合計　（ア ＋ イ）	0		

(その17)

資産等の状況

【エラーチェック済】

1　資産等の総括表

資産等の有無				
資産等の項目別区分	有	無		備考
ア　土地	☐	☑		
イ　建物	☐	☑		
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☑		
エ　取得の価額が100万円を超える動産	☐	☑		
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☑		
カ　金銭信託	☐	☑		
キ　有価証券	☐	☑		
ク　出資による権利	☐	☑		
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☑		
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☑		
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☑		
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☑		

【エラーチェック済】

(その20)

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

☐　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成27年　4月　10日

政治団体の名称　広島東部政経同友会

会計責任者の氏名　祢宜谷　圭三

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

（印）

政治資金監査報告書

平成２７年４月１０日

広島東部政経同友会
代表　小島　敏文　殿

登録政治資金監査人　山中尚祥
登　録　番　号　第５１９号
研修修了年月日　平成２０年１２月１８日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、「広島東部政経同友会」の平成２６年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、「広島東部政経同友会」の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。
なお、政治資金監査の対象期間においては、「広島東部政経同友会」に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書は存在しなかった。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、存在しなかった。

３　業務制限

「広島東部政経同友会」と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、「広島東部政経同友会」と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上